（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としない管理監督職等）

第四条　法第八十一条の二第二項第一号の人事院規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一　（略）

二　外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁に限る。次号において同じ。）の長官、警察庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官

三　（略）

２・３　（略）

（管理監督職への併任の制限）

第七条　法第八十一条の三の規定は、併任について準用する。ただし、検察官を管理監督職に併任する場合は、この限りでない。

（他の管理監督職の併任の解除）

第八条　職員が他の管理監督職に併任されている場合において、当該職員が他の官職への降任等をされたとき（第十七条の規定により他の官職への降任等をされたときを含む。）又は併任されている他の管理監督職の異動期間の末日が到来したときは、任命権者は、当該併任を解除しなければならない。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第十二条　法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

一　（略）

二　総合通信局等の特定管理監督職群　総務省の内部部局の室長、企画官及び調査官（いずれも人事院が定める官職に限る。）並びに情報通信政策研究所の部長及び課長並びに総合通信局の部長、総合通信調整官、次長、課長及び室長並びに沖縄総合通信事務所の次長、総合通信調整官及び課長

三　（略）

四　国税局等の特定管理監督職群　国税局の部長、統括国税管理官、主任国税管理官、鑑定官室長、統括国税調査官、酒類業調整官、統括国税徴収官及び統括国税査察官並びに沖縄国税事務所の統括国税管理官、統括国税徴収官、酒類業調整官及び主任国税管理官並びに税務署の署長、副署長、税務広報広聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官並びに人事院が定める官職

（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としない管理監督職等）

第四条　法第八十一条の二第二項第一号の人事院規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一　（略）

二　外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁に限る。次号において同じ。）の長官、警察庁長官及び消費者庁長官

三　（略）

２・３　（略）

（管理監督職への併任の制限）

第七条　法第八十一条の三の規定は、併任について準用する。

（他の管理監督職の併任の解除）

第八条　職員が他の管理監督職に併任されている場合において、当該職員が他の官職への降任等をされたとき（第十八条の規定により他の官職への降任等をされたときを含む。）又は併任されている他の管理監督職の異動期間の末日が到来したときは、任命権者は、当該併任を解除しなければならない。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第十二条　法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

一　（略）

二　総合通信局等の特定管理監督職群　総務省の内部部局の室長、企画官及び調査官（いずれも人事院が定める官職に限る。）並びに情報通信政策研究所の部長及び課長並びに総合通信局の部長、次長、課長、信書便監理官及び室長並びに沖縄総合通信事務所の次長、課長及び信書便監理官並びに人事院が定める官職

三　（略）

四　国税局等の特定管理監督職群　国税局の部長、統括国税管理官、主任国税管理官、統括国税調査官、統括国税徴収官及び統括国税査察官並びに沖縄国税事務所の統括国税管理官、統括国税徴収官及び主任国税管理官並びに税務署の署長、副署長、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官並びに人事院が定める官職